

より暮らしやすい横浜のまちを目指して 用途地域等の見直しを行いました

～令和6年5月24日 告示・適用開始～

昨今、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題、ライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。

これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくため、用途地域の変更や新たな特別用途地区の指定等の全市的な見直しを行いました。なお、用途地域等の全市的な見直しは、平成8年に実施して以来28年ぶりとなります。

用途地域等の見直しの視点と変更の概要

■ 郊外住宅地の魅力向上の視点

見直し1 第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域への変更

第一種低層住居専用地域が広く指定されている住宅地で、小規模な日用品販売店舗等の立地が考えられる大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に変更

見直し2 特別用途地区の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区に特別用途地区を指定

■ 安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

見直し3 第一種低層住居専用地域内の指定容積率の変更

小規模な敷地が多く、かつ、築年数の経過した住宅が多い地区の容積率を80%から100%に緩和

あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更

■ その他見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への変更

土地利用がすべて住宅等に転換した工業系用途地域について、住居系用途地域に変更

見直し5 軽易な変更等

対応が必要な地域について、適した用途地域への変更及び指定解除

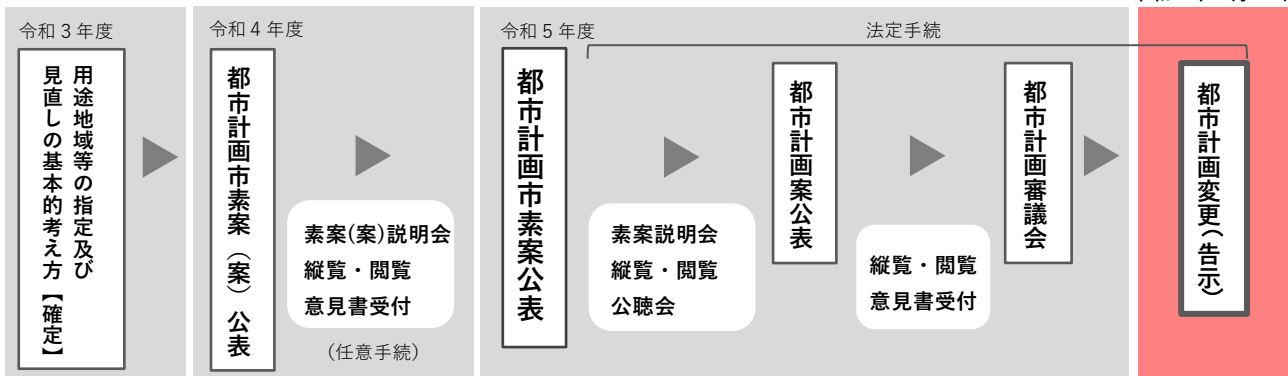
見直し6 緑化地域の拡大

商業系用途地域に緑化地域の指定を拡大（臨港地区を除く）

※見直し区域については裏面参照

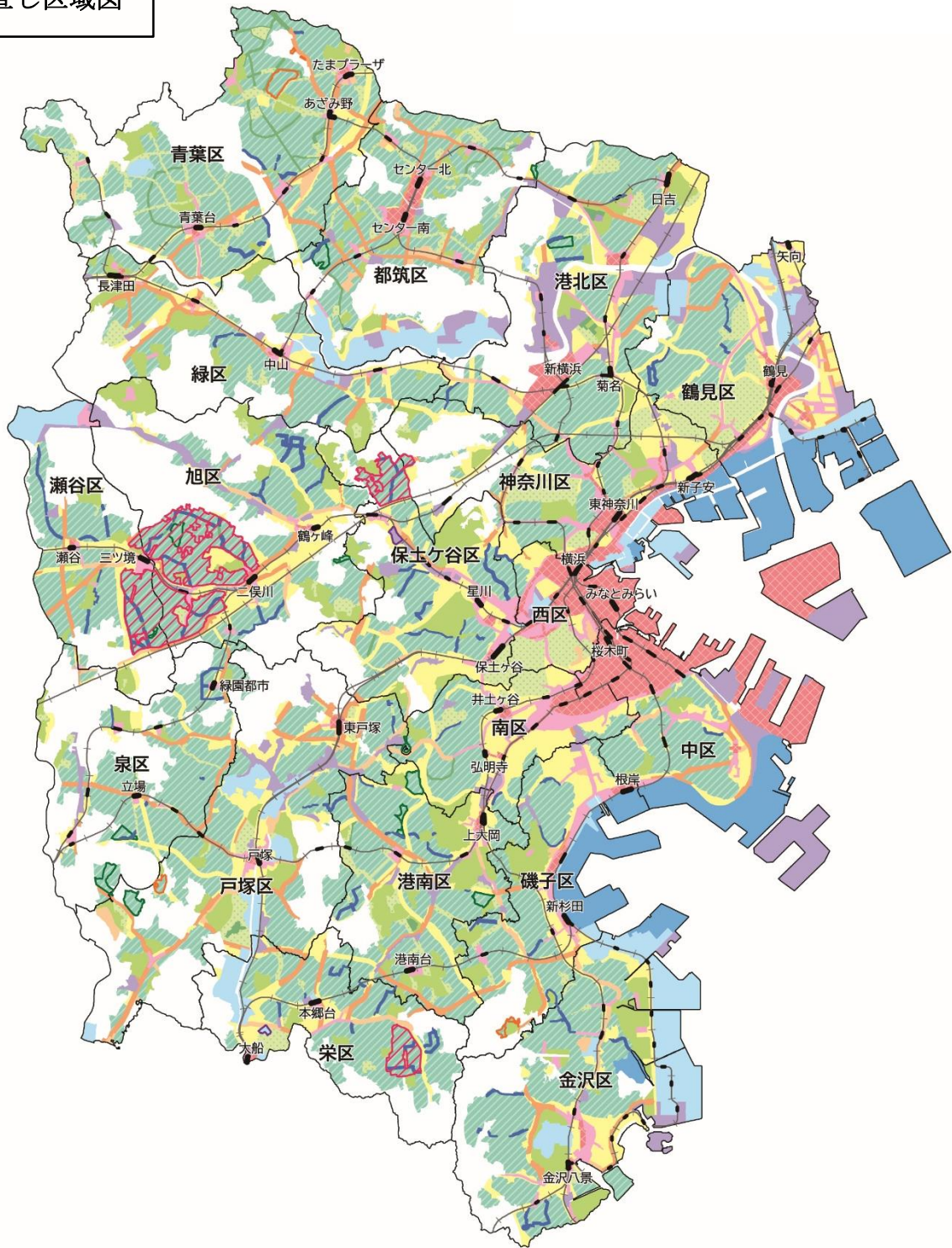
参考 今回の用途地域等の全市的な見直しの流れ

令和6年5月24日



裏面あり

見直し区域図



用途地域等

<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1種低層住居専用地域 ■ 第2種低層住居専用地域 ■ 第1種中高層住居専用地域 ■ 第2種中高層住居専用地域 ■ 第1種住居地域 ■ 第2種住居地域 ■ 準住居地域 	住居系 緑化地域 既指定区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 	商業系 見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 	工業系 —
見直し区域					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し ■ 見直し2 特別用途地区の指定 ■ 見直し3 指定容積率の緩和 ■ 見直し4 工業系用途地域の見直し ■ 見直し5 軽易な変更等 					

区域の詳細については、右の二次元コードからアクセスするか、
[横浜市 用途地域等の見直し](#) で検索してホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

建築局都市計画課長 廣澤 美津江 Tel 045-671-2663